

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 6 年 3 月
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

1. 改正の趣旨

- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で製造又は輸入する場合は、事前に管轄の都道府県知事による製造業又は輸入業の登録（以下単に「登録」という。）を受ける必要がある。登録は毒物及び劇物の品目について行うこととされており、製造又は輸入する品目を追加する場合は、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、事前に当該都道府県知事による登録の変更を受ける必要がある。
- 登録する品目については、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」という。）別記様式において、類別及び化学名（製剤にあっては、化学名及びその含量）を記載することとされている。
- 今般、規制改革・行政改革ホットラインに寄せられた意見を踏まえ、有機シアン化合物については、化学名の登録を求めず、類別のみの登録を認めることとするため、規則について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 有機シアン化合物について、類別のみの登録を可能とし、規則別記第 1 号様式、別記第 4 号様式及び別記第 10 号様式の注意欄に、「有機シアン化合物及びこれを含む製剤については、化学名欄に「有機シアン化合物」と記載すること。」と記載する。
- 登録更新時において、有機シアン化合物については製造実績品目リストの提出を求めることとし、規則別記第 4 号様式の注意欄に、「有機シアン化合物及びこれを含む製剤について登録の更新を行う場合は、当該登録の更新前までに製造（輸入）した実績のある有機シアン化合物の品目（化学名）の全てを別添として提出すること。」と記載する。

3. 根拠法令

- 毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）第 37 条

4. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 4 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 10 月 1 日